

# 第185回

## 群馬県都市計画審議会

### 議事録

開催日時 平成30年8月29日(水)  
午後1時30分～午後3時5分  
場 所 群馬県庁7階 審議会室

## 第185回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成30年8月29日(水) 午後1時30分～午後3時5分
- 2 場 所 群馬県庁7階 審議会室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、田中 麻里、齋藤利志子、小林 享、  
小山 洋、石原 康弘(代理 宮前 雅明)、浅川 京子(代理 飯島 正)、  
茂原 荘一、後藤 克己、井下 泰伸、大塚 利勝
- 4 欠席委員 堀越 恒弘、高橋 正、荒木 恵司
- 5 事務局幹事出席者  
都市計画課 眞庭課長、松井室長、藤城次長、青木次長
- 6 議案  
第1号議案 前橋都市計画事業・西部第一落合土地区画整理事業の事業計画の決定に係る  
意見書について  
第2号議案 太田都市計画区域区分の変更(新田東部工業団地第二地区及び境北部工業団  
地第二地区の決定)について
- 7 議事概要 別紙のとおり

## 第185回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第185回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県県土整備部都市計画課長の眞庭でございます。よろしく願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告させていただきます。

本日、御出席をお願いしました委員の皆様は、15名でございますが、現在12名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思いますが、その前に本審議会の委員に異動がありましたので事務局より報告いたします。

(藤城次長)

お手元の群審報第114号をご覧ください。前回の審議会以降、1名の異動がございました。関係行政機関の職員として、関東地方整備局長であった泊宏様が退任され、新たに石原康弘様が就任されました。以上でございます。

(眞庭課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第185回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が2件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

それでは、これより「議事」に入らせていただきます。丸山会長、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承を願います。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいたします。本日については、田中委員と小山委員をお願いいたします。

(丸山会長)

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(藤城次長)

本日の上程は2議案ございますが、それぞれ群馬県情報公開条例の関係条文に照らしますと、第1号議案については、意見書の口頭意見陳述があるため、陳述人の個人情報を保護する必要が生じて参ります。また、第2号議案については、非公開とするような情報は含まれていないものと判断します。よって、今回の審議会については、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、第1号議案の審議につきましては非公開とし、第2号議案の審議から公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案につきましては、は、第1号議案は非公開とし、第2号議案は公開にするとの事務局からの提案でございます。

このことについて、御意見等はございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

よろしいでしょうか。それではそのように決定させていただきます。

これから第1号議案の審議を行います。その前に事務局から議案の付議についての説明および口頭意見陳述の方法について説明してください。

(藤城次長)

まずお手元の参考資料の1ページからの土地区画整理法の条文をご覧ください。土地区画整理法はその第1条の目的にありますとおり、土地区画整理事業に関する事項を定めた法律です。

2ページ目をご覧ください。土地区画整理法第55条第2項において、利害関係者は、土地区画整理の事業計画に意見がある場合においては、県知事あてに意見書を提出することができる。また、同条第3項に、県知事は意見書の提出があった場合においては、これを県の都市計画審議会に付議しなければならないとあります。今回、前橋市が行おうとしている土地区画整理事業に対して、この意見書の提出があったことから、この審議会において付議するものです。

続いて第4項をご覧ください。付議された意見書の取扱いですが、県の都市計画審議会は、この意見書の内容を審査し、議決することとなっております。審査の結果、意見を採択すべきであると議決した場合には、市町村が定めようとする事業計画に対しては必要な修正を加えるべきことを求め、また、採択すべきでないと議決した場合には、その旨を意

見書を提出した者に通知しなければならないとあります。

意見書の内容の審査については、続く第5項において、行政不服審査法第2章第3節の規定を準用し、「審理員」は「都道府県都市計画審議会」に読み替えると規定されています。

お手元の参考資料4ページ目にあります「行政不服審査法」の抜粋をご覧ください。行政不服審査法第31条には「審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員を読み替えて都道府県都市計画審議会は、当該申立てをした者に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。」とあります。今回、3件の意見書が群馬県知事あて提出されておりますが、うち、1件で口頭意見陳述を希望する旨の申立てがなされております。

7ページにあります「群馬県都市計画審議会口頭意見陳述聴取規則」をご覧ください。

今回、法の規定に基づき、口頭で意見を述べる機会を与えるに当たり、群馬県都市計画審議会口頭意見陳述聴取規則第二条の規定によれば、審査の前に「申立人からの口頭意見陳述を聴取する」ことになっております。

具体的には、まずは事務局から議案の説明がなされます。この時に、口頭意見陳述人の意見書と、これに対する事業施行者の見解書を配布します。この意見書と見解書は、個人情報に掲載されていることから、意見書の審議が終了した時点で回収させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

そして議案説明が終了した後、陳述人を、議事運営規則第11条に定める「委員、臨時委員及び専門委員以外の者」として入室させます。

まず、土地地区画整理法の規定によりまして、陳述人に「事業計画についての意見」を述べていただきます。陳述時間は10分以内で終了するよう、陳述人にあらかじめお願いしてあります。

また、陳述の内容についてですが、「事業計画についての意見」以外と判断される内容のものについては、原則として陳述を受けないものとなっております。これについても、陳述人にあらかじめお願いしてあります。

陳述人の陳述が終了した後は、事業施行者である市の担当者から、意見書に対する見解を陳述していただきます。こちらも概ね10分以内で終了するようあらかじめお願いしてあります。

続いて、陳述人から事業施行者への質問がある場合は概ね5分以内で質疑応答を行っていただきます。

その後、審議会委員からの質疑応答を行っていただきますが、今回の意見陳述は陳述人からの意見を聴取することが目的でございますので、審議会委員から陳述人への質問に關しましては、あくまで矛盾点や不明点を確認する程度に留めるよう御留意をお願いいたします。また、陳述人から委員へは質問はしないように事前をお願いしてありますので、その点も御留意をお願いいたします。このことについては、事業施行者に対しても同様でございますので、御了承願います。

意見陳述人が退室した後、事業施行者からその他2通の意見書に対しても意見書に対する見解を陳述していただくこととなります。

審議会委員の皆様には、これらの意見陳述を聴取していただいた上で、陳述人および事業施行者が退室した後、意見書を採択するか否かを審議していただきます。意見書を採択するということは、事業計画を修正すべきであるということになります。また、逆に意見書を不採択にするということは、事業計画のとおり施行してよい、ということになります。

議案の採決は1つの議案として採決するのではなく、意見書の番号別に採決していただきます。意見書が採択されれば議案も採択、意見書が不採択となれば議案も不採択となります。

意見書が3通提出されている第1号議案につきましては、意見書が3つとも採択ならもちろんのこと、1つでも採択になれば議案は採択となりますので、その点を御了承いただきたいと思っております。以上です。

(丸山会長)

以上、事務局からの説明でしたが、このことについて、御意見・御質問等はございますでしょうか。

( 特になし )

(丸山会長)

それではただいまの説明のとおり、進行させていただきます。委員の皆様につきましては、個人情報外部に流出することのないよう御注意をお願いいたします。

議案の審査を行う前に、口頭意見陳述規則第2条に定める「口頭意見陳述を聴取する委員の指名」をさせていただきます。ここにいらっしゃる審議会委員の皆さん全員を「口頭意見陳述を聴取する委員」に指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めます。それではただ今から、議案の審議を開始します。

-----  
※以下、第1号議案については非公開事項であるため、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、概要を記載する。

(1) 審議事項

- ・ 昭和36年8月8日に都市計画決定された「前橋都市計画事業・西部第一落合土地区画整理事業」について、事業化に向けた事業計画縦覧に対して、3通の意見書が提出された。
- ・ うち、1通については「行政不服審査法」に基づき、口頭意見陳述を希望する旨の申立てがなされたことから聴取が行われた。

- ・ 口頭意見陳述が行われた後、各々の意見書に対して事業施行者である前橋市区画整理担当課の見解の陳述があった。

(2) 委員の主な意見

- ・ 今後、権利者の方々とは個別に協議していくこととなるが、納得いただくよう対応してもらいたい。

(3) 結論

- ・ 意見書1～3について、個別に採決を取ったところ、いずれの意見書についても採択しないとの決定となった。

よって、第1号議案については不採択という決定となった。

-----

(丸山会長)

さて、ここから審議を公開といたします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者 入室)

(丸山会長)

それでは、事務局から本日の傍聴者について御報告願います。

(藤城次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が4名、報道関係者が4名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守してください。

なお「傍聴要領」に反する行為をした場合には、退場していただきます。

報道関係の方につきましては、ただ今より写真撮影などを許可いたします。よろしいですか。

それでは、第2号議案「太田都市計画区域区分の変更（新田東部工業団地第二地区及び境北部工業団地第二地区の決定）」について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(青木次長)

それでは、都市計画課次長の青木と申します。よろしく申し上げます。

第2号議案「太田都市計画区域区分の変更 新田東部工業団地第二地区及び境北部工業団地第二地区の決定について」ご説明いたします。

第2号議案は、市街化調整区域から市街化区域への編入、いわゆる線引きの見直しとなります。

新たに市街化区域に編入できる区域は都市計画法第7条により、「すでに市街地を形成している区域」と「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」の2種類となります。

今回の議案は、「おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」として、市街化区域に編入するものです。

お手元の議案書2ページとあわせて、添付図面の図-3総括図又はスクリーンをご覧ください。

位置関係を御説明します。

図面の緑色の線が北関東自動車道、紫色の線が国道、茶色の線が県道を示しております。今回、区域区分を変更する箇所は、2箇所でございます。

まず、最初に総括図の中央に「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域が、「新田東部工業団地第二地区」でございます。

太田市の中央部やや西側で、県道の前橋館林線の北側に位置し、旧太田市と旧新田町にまたがっており、平成8年から9年にかけて群馬県企業局が造成した面積約31.5haの新田東部工業団地に隣接しています。本区域は、既存工業団地内企業の拡張要望に応えるもので、太田市土地開発公社の造成による工業的土地利用を目的として市街化区域へ編入する、面積約19.5haの区域となっております。

続いて、二つ目の区域は、総括図の左端に「変更区域」とお示ししております赤線で囲まれた区域が、「境北部工業団地第二地区」でございます。

太田市の西端に位置しており、境北部工業団地に隣接しています。本区域も、既存工業団地内企業の拡張要望に応えるもので、太田市土地開発公社の造成による工業的土地利用を目的として市街化区域へ編入する、面積約6.8haの区域となっております。

それでは、お手元の議案書3ページ又はスクリーンをご覧ください。

議案書の御説明をさせていただきます。

「太田都市計画 区域区分を次のように変更する」

「1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分」

「計画図表示のとおり」とありますが、先程総括図の赤い枠で囲みました変更区域を拡大して、後ほど御説明させていただきます。

「2. 人口フレーム」ですが、新田東部工業団地第二地区及び境北部工業団地第二地区につきましては、工業用地の拡大となるため、人口フレームに変更はありません。

議案書4ページ又はスクリーンをご覧ください。

「理由」が記してございますが、本地区は群馬県の都市計画区域マスタープラン及び太田市都市計画マスタープランにおいて「産業拠点」として位置付けられています。

今回、太田市土地開発公社による産業団地造成事業の実施が確実となったことから、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、新田東部工業団地第二地区が約19.5ha、境北部工業団地第二地区が約6.8haとして、市街化区域に編入するものです。

それでは、拡大して詳細に御説明させていただきます。

お手元の添付図面の図-4又はスクリーンをご覧ください。

区域をお示しする計画図です。新田東部工業団地第二地区として今回、市街化区域に編

入する区域約19.5haを、赤い線で囲ってお示ししております。原則として地形や地物を区域界とすることとされておりますので、現況の道路端や水路端を境界としておりますが、一部筆界が境界となっている部分は、団地造成により区画道路などを配置する予定となっております。

既存の新田東部工業団地の北側及び西側に隣接する2つのエリアで構成されています。

お手元の添付図面の1つ飛ばしまして図-6又はスクリーンをご覧ください。

新田東部工業団地第二地区について、工業的土地利用を目的とした市街化区域への編入に併せて、地区計画の策定を進めており、この図は予定している地区施設配置図になります。

凡例のとおり、赤線で囲ってある区域内で、区域の外周や中央部等に灰色の線状に表示したものが区画道路、緑色に表示した箇所が緑地、青色で表示した箇所が区域内の雨水排水の流出増対策の調整池となっており、その他の白抜きエリアに工場敷地が配置される計画となっております。住宅が近接する地区には、区画道路や緩衝緑地を設置するなど、周辺環境に配慮した計画となっております。

次に、お手元の添付図面のさらに1つ飛ばしまして図-8又はスクリーンをご覧ください。

この図は、用途計画図になります。

新田東部工業団地第二地区は、全域工業専用地域とする予定となっており、隣接する新田東部工業団地の工業専用地域と一体となって産業拠点が形成される計画となっております。

容積率は200%、建ぺい率は60%に指定される予定となっております。

お手元の添付図面の戻っていただきまして図-5又はスクリーンをご覧ください。

続きまして、もう一つの区域、境北部工業団地第二地区の区域をお示しする計画図です。境北部工業団地第二地区として今回、市街化区域に編入する区域約6.8haを、赤い線で囲ってお示ししております。原則として地形や地物を区域界とすることとされておりますので、現況の道路端を境界としておりますが、一部筆界が境界となっている部分は、団地造成により区画道路を配置する予定となっております。

お手元の添付図面の1つ飛ばしまして図-7又はスクリーンをご覧ください。

境北部工業団地第二地区について、工業的土地利用を目的とした市街化区域への編入に併せて、地区計画の策定を進めており、この図は予定している地区施設配置図になります。

凡例のとおり、赤線で囲ってある区域内で、区域の外周に灰色の線状に表示したものが区画道路、緑色に表示した箇所が緑地、青色で表示した箇所が区域内の雨水排水の流出増対策の調整池となっており、その他の白抜きエリアに工場敷地が配置される計画となっております。

次に、お手元の添付図面のさらに1つ飛ばしまして図-9又はスクリーンをご覧ください。

この図は、用途計画図になります。

境北部工業団地第二地区は、全域工業専用地域とする予定となっており、隣接する境北部工業団地の工業専用地域と一体となって産業拠点が形成される計画となっております。容積率は200%、建ぺい率は60%に指定される予定となっております。

添付図面の図－１０又はスクリーンをご覧ください。

続きまして、都市計画策定の経緯ですが、今回の変更に伴い、都市計画の原案を住民意見反映として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申出はありませんでした。その後、閲覧を経て決定した都市計画案について、平成３０年７月１０日から７月２４日までの間、都市計画法第１７条第１項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第１８条第１項の規定に基づく関係市町村の意見聴取について、太田市からは既に、今回の市街化区域編入について「異存ない」旨回答をいただいております。

以上で第２号議案の説明を終わります。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

第２号議案境北部工業団地の地区施設、調整池と広場なんですけれども、もし決定していないのであれば、白抜きであるものは使い道がない、使い勝手の悪い土地になるので、できれば緑地の位置を少しずらして調整池と合わせたほうが、すっきりと土地利用上はいいかと個人的には思います。

それから調整池の能力は、面積はわかるんですが、容積はどういう計算で決めていますか。

(青木次長)

新田工業団地についての池の面積は約１．５haとなっております。境北部の方については面積は０．７haで、容積は新田東部の方が２０,０００m<sup>3</sup>、境北部が８,５００m<sup>3</sup>くらいとなっております。

(小林委員)

雨の集水の範囲とそれから時間雨量をどれくらいを想定して計算しているのでしょうか。

(青木次長)

計画は３０分の１でやっています。時間雨量は「防災調整池等技術基準」、日本河川協会が出しているものの中でやっております。池の大きさ等については３０分の１規模の確率降雨まで開発前と同様に下流に負荷をかけないようなかたちで調節池の規模は決定しております。

(眞庭課長)

公園と調整池の間の白いところ、ここをどうするんだという話なんですけれども、今回そこに決定させていただいておりますのが、地区計画の中で地区施設として市が位置づけ

るものになってございます。その他全体で緑化率の規定もございますので、そういうところについては市が業者の者と相談をしながら、使い勝手を考えて配置をする。ですから都市計画では決定をしないというかたちになってございまして、その辺の白地についても利用勝手を考えながら土地利用の方は進めていきたいということで、あくまでもこれについては太田市の決定対応というかたちになりますので御承知おき下さい。

(大澤委員)

今回、2地区変更区域があるということなんですけれども、先程説明にあったように県だとか市の関連計画で産業拠点として位置づけられているというお話があったんですけれども、この産業拠点に位置づけられているエリアというのはどういう関係にあるのかというのがよくわからないというのと、具体的にどういう文言が都市計画マスタープランなり都市計画区域マスタープランなりに書かれているのか、その辺りが示されていないので整合がとれているのかどうかはこちらも判断がしにくいかなという面があるんですけど。

(青木次長)

わかりました。都市計画区域マスタープランの方を確認させていただきます。

(眞庭課長)

すみません。この後の報告事項の方で今第8回の定期見直し、マスタープランの改訂を御説明させていただくんですけれども、第7回というのを28年度にしてございまして、その際に産業拠点というのは既存の工業団地もしくはインター周辺の工業適地等について産業の振興を図りましょうということで、だいたい5万分の1程度の図面でこの辺ということでだいたいの位置を示したかたちになってございます。ですので基本、今回のでございますと既存の工業団地周辺については、拡張は産業拠点にあたるというかたちで示してございます。

(大澤委員)

わかりました。

(青木次長)

これが今回の東毛広域都市計画のマスタープラン、27年度策定のものですが、こういうようなかたちでなっております。

(丸山会長)

要するに、地域で幅をもったものではなくて工業団地になればそこがなるということですね。

(眞庭課長)

ガチガチにその場所を決めたものではなくて、既存の工業団地のところにだいたいの絵を描いたものとなっています。

(大澤委員)

もちろん、そうだと思いますけれど、資料として最低限用意していただいた方がいいかなど。

(眞庭課長)

次回気をつけます。

(青木次長)

説明不足で申し訳ありませんでした。形状とかにつきましては、その中で地元企業さんの意向とか地元の地権者さんの意向とか農政の方の関係とかと調整しながら、形とかは決まってくるようになっております。

(丸山会長)

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議は終了致しました。

(丸山会長)

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

それでは、次第3「都市計画区域マスタープラン改定の方針」について、事務局から説明をお願いします。

(青木次長)

それでは、引き続き説明をさせていただきます。

現在、群馬県では「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」いわゆる「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めております。今回の見直しは平成32年6月の告示を目指して作業を進めておりますが、あらかじめ見直しの方向性を御説明するものがございます。

資料の(1)をご覧ください

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は一般的に「都市計画区域マスタープラ

ン」と呼ばれているもので、都市計画法第6条の2で県に策定が義務付けられた計画でございます。

効果としては、地域の特性を踏まえ、区域の発展の方向性や人口・産業の現状及び将来の見通しを勘案して、長期的視野に立った将来像を明確にするとともに、個々の都市計画の根拠となるものです。

特に広域調整の観点から、市町村の定める都市計画も当該マスタープランに即して定めることとされております。

(2)をご覧ください。

現行の都市計画区域マスタープランにおけるまちづくりの方針です。平成27年に策定したのですが、大きな観点としては2点です。

1点目の『広域で計画をつくる』については、それまで都市計画区域毎に策定していた区域マスタープランを複数の都市計画区域を束ねた県内4つの広域都市計画圏で策定しました。

県は市町村の枠組を超える広域的な観点からの都市づくりの考え方や方針を策定し、広域的に市町村の調整等を図りながら、まちづくりを進めていこうと考えたものです。

2点目の『部分最適から全体最適を目指す』については、まちづくりにおける個々の課題に個別に対応するのではなく、「まち」全体として不都合が出ないように調整しながらまちづくりを行っていくものです。

また、住宅・商業・工業などの主要用途の配置の方針として、新たに郊外における商業地の拡大は原則抑制することとしました。

これら、現行のまちづくりの方針については、今回見直しにあたって踏襲していく予定です。

(3)をご覧ください。今回見直しで新たに位置付けを考えている見直しの方向性でございます。

大きく3点ありまして、1点目は今後の都市計画区域のあり方の提示でございます。現行のマスタープランは部分最適から全体最適を目指すため広域圏単位で策定しております。しかしながら都市計画区域自体はほとんどが市町村の行政区域単位で指定されているため、実態として生活圏が一体で都市構造が連担している都市計画区域同士でも土地利用規制に格差があったり、同一市内で複数の都市計画区域が存在している場合においては、区域毎で個別都市計画(用途地域等)の考え方が異なっている例もございます。

今後は県の役割である「広域調整」を最大限に発揮して「部分最適から全体最適」を目指すため、既存の市町村の範囲に囚われない、一体の広域都市圏としての、都市計画区域のあり方を示すものです。

2点目は「群馬県交通まちづくり戦略」の基本方針と各戦略の骨子の位置づけです。昨年度末に策定した「交通まちづくり戦略」では、今後の高齢者人口の増加に伴って自動車を使えない県民の移動手段がなくなっていくことを課題と捉え、『「自動車以外の移動手段」も選択出来る社会をつくる』ことを目的とした3つの基本方針を設定しておりますが、各戦略も含めて骨子の位置づけを行います。特に基本方針3の「まちのまとまりの形成」については、しっかりと書き込んでいくことを考えております。

3点目は広域的観点から「全体最適」を目指すための土地利用方針の位置づけです。

これまでも"まちづくり"ビジョンや「交通まちづくり戦略」で示してきた、県の方針である「まちのまとまり」の形成に向け、非線引き都市計画区域での新規線引きの必要性や、市街化調整区域の開発許可制度運用の見直しなど、郊外の土地利用規制のあり方も含め、各市町村の都市計画課長や学識経験者で組織した「土地利用方針検討会」による議論を踏まえた位置づけを行う予定です。

(4)をご覧ください。今後のスケジュールをお示ししております。

1 1月までに行う「土地利用方針検討会」による検討を踏まえ、年内にマスタープランの素案を作成する予定です。

その後来夏までには関係機関との下協議を終了させ秋から都市計画法の手続きを開始する予定です。当然、この都市計画審議会にも諮らせていただくかたちになります。最終的な都市計画決定告示は平成32年6月を目標としております。

以上であります。

(丸山会長)

「都市計画区域マスタープラン改定の方角」について事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御質問はありますか。

(井下委員)

先程の議決しました境北部工業団地など、こういうものも、これからの都市計画マスタープランでは広域の中で計画をたてるような感じになっていくのでしょうか。

(青木次長)

工業団地については、全体的に出荷額なども伸びておりますし、需要も高いということから、そういう箇所については今後検討していくことになっていきます。

(大澤委員)

今回、都市計画区域マスタープランの見直しということですので、見直しということはいずれもこれまでのプランの検証であるとか評価というものが必要になると思うんですけども、左側の2番、現行マスタープランのまちづくりの方針の、商業地・住宅地・工業地例えば、住宅地のところに「郊外部における住宅地の開発は、原則抑制する」と書いてありますけれども、実際非線引きの都市計画区域中心に今でも住宅地開発がどんどん進んでいるわけですね。そういう意味では、今までの都市計画区域マスタープランがあまり機能していなかった面もあるんだと思うんですね。そういう意味でこれまでのマスタープランをしっかりと結果としてはこうなって、こういう問題が発生したので、だからここで見直していくんだということに、もちろんしているとは思いますが、土地利用方針検討会というところで検証、評価をした上でプランを作り直して欲しいというお願いです。

(青木次長)

区域マスタープランの他に、現在、例えば市町村が作っているものなんですけど、立地適正化計画とか調整区域の地区計画などで、宅地が分散していかない方向で、いろいろな制

度を使って、これから高齢社会になってインフラのコストが高くなるように、また、まちのまとまりを維持していくような方向でということで、各市町村の方と進めているところでもあります。

(小島補佐)

補足をさせていただきます。(4)土地利用方針検討会の中でですね、今大澤先生からお話があったように検討を進めております。具体的にはですね、まちのまとまりを作るべきエリアに対してどのくらい宅地開発が周りに分散しているかとか、あと将来的にどういう風に人口が減っていくか、高齢者がどこで増えていくかというものをビジュアル的に表現するというをやっております、委員会の中でもそれを皆さんに見てもらっております。検討を進めていく中でですね、県民の皆さんにも分散してしまっている状況とか、このままいったらどうなるかというものをホームページ上で見られるような仕組みも今検討しております、そういった各区域の分散の具合といったものをしっかり分析をして、その上で各区域ごとにどういう土地利用対策が必要か、具体的には線引きが必要なのか、もしくは線引きをしないまでも特定用途制限だとか、もう少し違った手法を取り入れられるかという代替案といったものの検討を区域マスタープランの作成の中で進めていくという状況でございます。

(田中委員)

先ほどお話しに出ました区域マスタープランの策定委員会というのがあって、土地利用方針検討会があって進めているのでしょうか。どのように進めていかれるのかをもう一度教えていただきたい。

(青木次長)

区域マスタープランを策定するにあたって、土地利用方針検討会というのを今年の11月までに開催して、それを参考にしながら区域マスタープランを策定していくというかたちになります。

(田中委員)

区域マスタープランは、どのようなメンバーとかで策定されるのですか。

(下山主幹)

手続き上の話なので、私から説明させていただきます。都市計画区域マスタープランは、通常の用途地域とかと同じ都市計画の一種で、都市計画の一番上位に当たるものでして、都市計画の策定としては普通の都市計画と同様に進めていくもので、これまで委員会というものをつくった例はありません。その中で評価、宅地が広がって来ている現状もありますので、我々としては土地利用の方針の書き方が重要ではないかと考えまして、今回土地利用の部分について検討会を組織して検討しようとして進めております。通常は委員会はやっていなかったです。

(田中委員)

ありがとうございます。

(小山委員)

高齢化社会の到来ということで、利便性ということを中心に考えられているということでしょうけれども、歩道の整備とか、県が進めているサイクリングロードの整備ですとか、健康と関係してくるものなので、健康という観念も少し入れていただいて、方針の1、2、3の中には全然入っていないわけですがけれども、WHOなどでも「健康都市プロジェクト」として、こういう都市をつかって、そこに暮らしている人たちがみな健康になるようにしていきましょうと提唱されているので、そういうものを参考にしたりして、健康づくりのためにはどのような都市づくりをしたらいいかということですよ。

買い物なども簡単に安全な歩道で行けるのかどうか、安全でなければ仕方なく車で行くしかないとかですね。サイクリングロードもつながってなければいけないですよ。県でもいろいろと整備されていますが、つながってなくて、ここまでは整備されていてここからは整備されていない、そこから先がある。そういうのでは使う方としては使いにくい。自転車で行けるか行けないかというのは、高齢者にとって外出しやすいということとつながってきますし、そういう健康という観念も少し入れていただいて、再度検討していただければと思います。

(青木次長)

ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

(丸山会長)

いろいろな御意見を参考として、つくる段階からいろいろと考慮していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

その他に何かありますか。

(眞庭課長)

次回、第186回審議会の開催についてですが、前回お話しさせていただいたとおり、平成30年第3回前期定例県議会後、11月はじめの頃の開催予定でございます。また、第187回審議会については、近くて恐縮ですが、12月下旬の開催予定となっております。具体的には別添資料のとおり、各2日間候補日をあげさせていただいております。より多くの委員の皆様にご出席いただきたいと考えておりますので、できれば本日、皆様の御都合をお伺いできればと思っております。

(丸山会長)

それではお諮りしたいと思うのですが、参考資料のとおり候補日として、まず、11月頭の186回ですが、11月7日(水)又は8日(木)の時間帯としては午後1時半からとなっておりますが、まず11月7日の具合が悪いという先生方はいらっしゃいますか。お1人ですかね。それでは11月8日に具合が悪いという方はどうでしょうか。3人です

から、11月7日の1時半とさせていただきます。

続いて年末の187回、12月18日（火）若しくは19日（水）の同じく1時半からということですが、まず18日（火）の1時半は差し支えあるという方はいかがでしょうか。お2人。19日に差し支えがあるという方はいかがでしょうか。両方2名ということで、会長一任でよろしいでしょうか。18日（火）1時半からということで、欠席の先生には御了解をお願いいたします。

（丸山会長）

それでは、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。

委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

（閉会 15：05）

（議事録署名人）

-----

-----

-----